

特別養護老人ホーム つづみ園 料金表

R3.4.1

特別養護老人ホーム つづみ園

【 1割負担 】

■料金 <<ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)>>

介護度	介護サービス費									入居者自己負担分				
	基本単位		加算	基本単位	介護職員	介護職員等	月額	地域区分	介護報酬	自己負担(月額)	居住費 月額	食費 月額	合計	
	日額	月額	下記の加算 内訳のとおり	+	処遇改善 加算(Ⅰ)	特定処遇改善 加算(Ⅰ)							10.14円	(9割部分)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
①×31日		②+③		④×8.3%	④×2.7%	④+⑤+⑥	⑦×10.14円	⑧×90%	⑧-⑨	日額×31日	日額×31日	⑩+⑪+⑫	⑬÷31日	
要介護1	652単位	20,212単位	2,550単位	22,762単位	1,889単位	615単位	25,266単位	256,197円	230,577円	25,620円	62,186円	49,600円	137,406円	4,432円
要介護2	720単位	22,320単位	2,550単位	24,870単位	2,064単位	671単位	27,605単位	279,914円	251,923円	27,991円	62,186円	49,600円	139,777円	4,508円
要介護3	793単位	24,583単位	2,550単位	27,133単位	2,252単位	733単位	30,118単位	305,396円	274,856円	30,540円	62,186円	49,600円	142,326円	4,591円
要介護4	862単位	26,722単位	2,550単位	29,272単位	2,430単位	790単位	32,492単位	329,468円	296,521円	32,947円	62,186円	49,600円	144,733円	4,668円
要介護5	929単位	28,799単位	2,550単位	31,349単位	2,602単位	846単位	34,797単位	352,841円	317,557円	35,284円	62,186円	49,600円	147,070円	4,744円

※ ⑤⑥は小数点以下四捨五入しており、⑧⑨⑭は小数点以下は切捨てています。月額は31日で計算しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで、基本報酬が0.1%上乘せされます。

■加算 内訳

加算 種別	日額	月額	詳細
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位	124単位	常勤の看護職員を1名以上配置している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18単位	558単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1名以上上回り配置している
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位	1426単位	入居者のうち、要介護4～5の割合が70%以上
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	-	50単位	入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位	372単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置している
個別機能訓練加算(Ⅱ)	-	20単位	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している
月額合計単位数	2,550単位		

※ 地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。

周南市は地域区分:7級地に指定されており、10.14円と割増になっています。

■その外 加算

初期加算	30単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間	
療養食加算	6単位/回	疾病治療のために直接手段として医師の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容を有する療養食を必要とされる方	
外泊時費用	246単位/日	病院への入院及び居宅等に外泊された時(外泊時費用の負担は、1月に6日を限度とする)	
安全対策体制加算	20単位/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている※入居初日のみ算定	
看取り介護加算(Ⅰ)	72単位/日	[死亡日45日前～31日前]	医療提供体制を整備し、看取り介護を行った場合
	144単位/日	[死亡日30日前～4日前]	
	680単位/日	[死亡日前々日、前日]	
	1,280単位/日	[死亡日]	

※ 市高齢者支援課に申請し、『介護保険 負担限度額認定』の交付を受けた際は、認定証に記載されている居住費・食費となります

※ 加算内容等ご不明な点がございましたら、事務所にてお尋ねください。